

ストレスチェックと面接指導の実施のフロー

事業者 方針の表明

安全衛生委員会 調査審議

事業者 教職員への説明・周知・情報提供

ストレスチェック実施→回答の回収
(教職員がストレスチェック回答→提出)

ストレスチェックの結果を教職員に直接通知
※相談窓口の情報提供を含む

高ストレス者と
判定された教職員

高ストレス者と
判定されなかった教職員

高ストレスと判定された教職員に対し、
医師から面接指導の申出を勧奨

希望者が面接指導の申出(事業者への結果通知に同意)

医師による面接指導の実施
※必要に応じ、相談機関・専門医へ紹介

事業者 医師から意見聴取

事業者 必要に応じ、就業上の措置の実施

セルフケア
キャンパス相談など
の利用

集団分析

ストレスチェックの結果を集団的に分析
→結果を事業者へ提供

事業者 集団的分析結果を
職場環境改善のために活用

ストレスチェックと面接指導の実施状況の点検・確認と改善事項の検討